

中小企業融資制度 のご案内

海外展開

設備投資

独立開業

中小企業者の皆さん!!
新たに事業を始める皆さん!!
低利・長期が特徴の
茨城県の『県制度融資』をご利用ください!

返済負担の軽減

短期運転資金

令和7年度の主な制度改正

- ◆ 融資利率の見直し
- ◆ 雇用促進等支援融資
 - ・ 「雇用拡大支援融資」から「雇用促進等支援融資」に改称
 - ・ 融資対象の追加（「リスクリング推進宣言」を公表した者、茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定を受けている者）
 - ・ 融資期間の延長（設備資金：7年以内→10年以内）
 - ・ 融資要件の緩和



茨城県産業戦略部産業政策課

県のホームページでも制度内容を紹介しております!

茨城県 制度融資

検索

県制度融資とは

中小企業者の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

県が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、金融機関が中小企業者の皆さんに低利・長期の融資を提供する仕組みになっています。

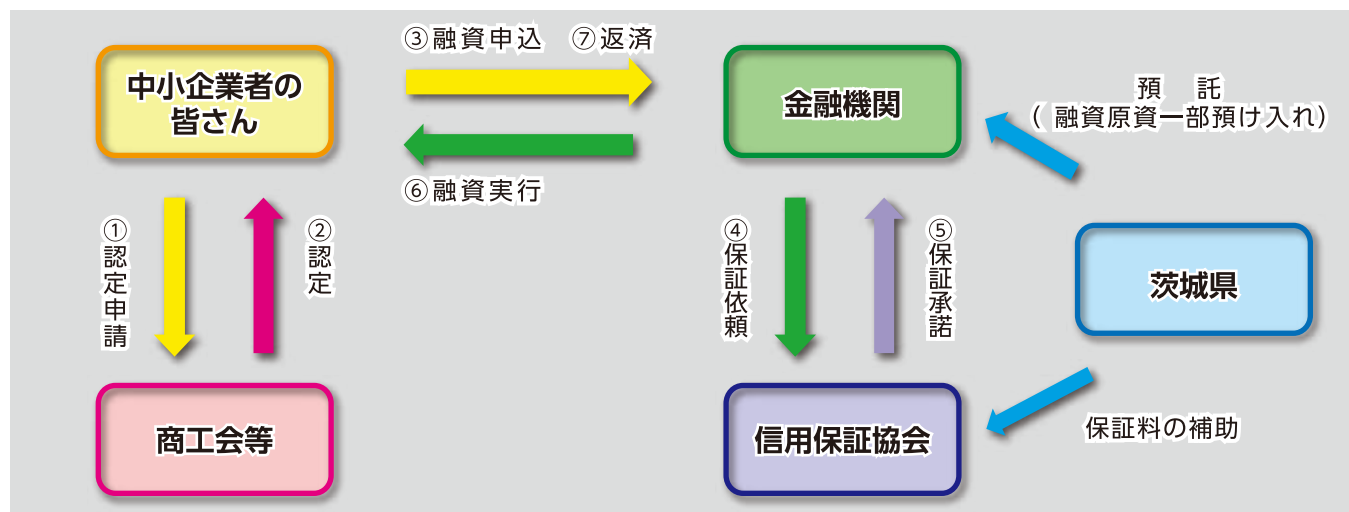
申請窓口は、商工会もしくは商工会議所または茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）です。

※一部金融機関が窓口の融資制度もあります。

県制度融資の流れ

* 融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

* 融資を受けるには、金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けた方であってもご希望に添えない場合があります



県制度融資をご利用できる方

- * 同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者（個人・会社・組合等）
- * 申込み時点において茨城県内に事業所を有していること（一部の制度を除く）
- * 許可等が必要な事業については、その許可等を受けていること

中小企業者の範囲（資本金または従業員数のどちらかの基準を満たしていること）

業 種	資 本 金	従業員数	小規模企業者
製造業・その他	3 億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下	5人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下※
医療法人等	-	300人以下	20人以下

※宿泊業・娯楽業は20人以下

業 種	資 本 金	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

！！ 次に該当する場合は対象となりません ！！

- ※
- 農林水産業、風俗関連事業、金融業（一部対象となるものを除く）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
 - 社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く）
 - 学校法人、宗教法人、有限責任事業組合
 - 県税、市町村税などの税金を滞納している中小企業者
 - 銀行取引停止処分中の中小企業者
 - 休眠会社、休眠組合
 - 反社会的行為者または反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業者等

- ※
- ・ 農林水産業との兼業者については、商工業（融資対象業種に限る）にかかる資金は対象となります。
 - ・ 農業ビジネス保証制度を利用する場合は、商工業（融資対象業種に限る）と農業の兼業者であれば、農業にかかる資金も対象となります。

茨城県信用保証協会

茨城県信用保証協会は、中小企業者の皆さんが金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって借り入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

※1 県内中小企業者数72,818者のうち、33,632者、割合にして46.2%の方が茨城県信用保証協会を利用しています。

※1 令和5年12月13日中小企業庁公表資料に基づく県内中小企業者数 ※2 令和7年3月末現在

お問い合わせ内容		担当地区（市町村）	担当部署	電話番号 (FAX番号)
保証審査 保証条件変更の審査 融資あっせん 金融・経営相談	本店営業部	日立市 ひたちなか市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 那珂市 常陸大宮市 笠間市 小美玉市 城里町 大洗町 東海村 大子町	保証課 審査第1グループ	029-224-7826 (029-231-8709)
		水戸市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 茨城町	保証課 審査第2グループ	029-224-7812 (029-231-8709)
	土浦支店	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 稲敷市 かすみがうら市 美浦村 阿見町 河内町 利根町	保証課 審査第1グループ	029-826-7812 (029-826-4103)
		守谷市 つくばみらい市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 筑西市 桜川市 常総市 八千代町 五霞町 境町	保証課 審査第2グループ	029-826-7826 (029-826-4103)
再生支援案件および重点管理先にかかわる経営支援・保証・条件変更・期中管理	経営支援部	県内全域	経営支援課 事業再生グループ	029-224-7813 (029-224-7827)
内入延滞・期限経過債務の管理			経営支援課 経営改善グループ	029-224-7858 (029-224-7827)
創業先にかかわる経営支援・保証・条件変更・期中管理			創業支援課	029-224-7865 (029-224-7827)

信用保証料

茨城県信用保証協会のご利用に際し、ご負担いただくのは「信用保証料」のみです。
信用保証料率は、企業の経営状況に応じて9段階に区分されています。詳しくは信用保証協会へお問い合わせください。

信用保証料 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間 × 分割返済回数別係数

例) 貸付金額 500万円、信用保証料率年 1.15%、保証期間 60か月、60回分割返済の場合
信用保証料 = 500 万円 × 1.15 % × (60/12) × 0.55 (分割係数) = 158,125円

取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・
福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・鉾子信用金庫・烏山信用金庫・
茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・
みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

1

制 度 名	こ ん な 時 に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	☆1 融資利率	信用保証	☆2 信用保証料率	備 考
経 営 合 理 化 融 資	①経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき ②①に該当し、信用保証協会の信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度の利用を選択するとき	設備	7年以内（1年）	5,000万円	2.2～2.4 %	必要に応じて	①の場合 0.45～1.9% ②の場合 ①の率に0.25 または0.45% 上乗せ	(転貸融資の場合) 融資期間： 事業資金 5年 (据置1年) 融資限度額：事業資金 3,000万円 ②の場合、国の補助により中小企業者が負担する 信用保証料率は0.60%～2.25%
		運転	5年以内（1年）	3,000万円				
		併用	5年以内（1年）	5,000万円				

2

制 度 名	こ ん な 時 に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率 ^{☆1}	信用保証	信用保証料率 ^{☆2}	備 考
設備投資支援融資	小規模企業者の方が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入するとき	設備	10年以内（3年）	1億円	1.5～1.8 %	すべて必要	0.45～1.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く） ・引下げ後、県が信用保証料の2割を補助し、中小企業者が負担する信用保証料率は0.28%～1.44%
創 業 支 援 融 資	①事業を営んでいない個人の方が、1か月以内に事業を開始するときまたは2か月以内に会社を設立するとき ②事業を営んでいない個人の方が、事業を開始または会社を設立して5年未満のとき ③中小企業者である会社が新会社を設立するとき、または設立して5年未満のとき ④個人事業主の方が会社を設立し、その会社に事業を承継した場合であって、個人事業主として創業したときから起算して5年未満であるとき	設備	10年以内（2年）	☆3 3,500万円	1.3～1.6 %	すべて必要	原則 0.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.3%引下げ（一部の場合を除く） ・引下げ後、県が信用保証料の5割（上限0.3%）を補助 ・スタートアップ創出促進保証を付する場合は、表示の信用保証料率に0.2%上乗せすることで経営者保証が不要
		運転	7年以内（1年）					
		併用	7年以内（1年）					
女性・若者・障害者 創業支援融資	女性・若者（35歳未満）・障害者の方で、次の条件に該当するとき ①事業を営んでいない個人の方が、1か月以内に事業を開始するときまたは2か月以内に会社を設立するとき ②事業を営んでいない個人の方が、事業を開始または会社を設立して5年未満のとき ③個人事業主の方が会社を設立し、その会社に事業を承継した場合であって、個人事業主として創業したときから起算して5年未満であるとき	設備	10年以内（2年）	☆3 3,500万円	1.3～1.6 %	すべて必要	原則 0.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.45%引下げ（一部の場合を除く） ・引下げ後、県が信用保証料の10割（上限0.45%）を補助 ・スタートアップ創出促進保証を付する場合は、表示の信用保証料率に0.2%上乗せすることで経営者保証が不要
		運転	7年以内（1年）					
		併用	7年以内（1年）					
新分野進出等支援融資	①新たな事業に進出するとき ②現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始するとき ③商品の販売又は役務の提供について、新たな方法を導入するとき ④新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大するとき ⑤海外への事業展開を図るとき ⑥脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図るとき	設備	10年以内（2年）	1億円	1.6～1.9 %	必要に応じて	0.45～1.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く） ・引下げ後、県が信用保証料の2割を補助し、中小企業者が負担する信用保証料率は0.28%～1.44%
		運転	5年以内（1年）	3,000万円				
雇用促進等支援融資 ^{拡充}	①事業拡大のため従業員を増員するとき ②茨城県障害者雇用優良企業の認定を取得したとき ③「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表したとき ④「リスクリング推進宣言」に登録し、リスクリングポータルサイトにおいて宣言を公表したとき ⑤茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定を受けたとき	設備	10年以内（1年）	1億円	1.6～1.9 %	必要に応じて	0.45～1.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く）
		運転	5年以内（1年）	3,000万円				
小売商業・地場産業 支援融資	①店舗の改装等を行うとき ②大規模商業施設等にテナント出店するとき	設備	10年以内（2年）	1億円	1.6～1.9 %	必要に応じて	0.45～1.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く）
		運転	5年以内（1年）	3,000万円				
	③地場産業（清酒、味噌、納豆、笠間焼、干しいも等）を営むとき ④過疎地域に立地しているとき	設備	7年以内（2年）	1億円	1.6～1.8 %			
		運転	5年以内（1年）	3,000万円				
観光おもてなし 施設整備融資	①観光施設の整備・改修を行うとき	設備	12年以内（2年）	5億円	1.6～2.0 %	必要に応じて	0.45～1.9%	・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ（一部の場合を除く） ・信用保証協会の保証付きの場合、融資限度額は2億8,000万円まで
	②一定基準を満たす宿泊施設の開業及び増改築をするとき			10億円				
事業承継支援融資	3年以内に事業承継を予定している法人又は事業承継をして3年を経過していない法人であって一定の財務要件を満たす方	設備	10年以内（1年）	8,000万円	1.6～1.9 %	すべて必要	0.45～1.9%	・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、信用保証料率は0.20%～1.15% ・県と信用保証協会がそれぞれ0.1%引下げ
運転								
併用								

☆1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です。 ☆2 信用保証料率は、貸付金額に対する料率です。なお、経営者保証を提供しない場合は、信用保証料率が上乗せされる場合があります。
☆3【創業支援融資】と【女性・若者・障害者創業支援融資】の融資限度額は両制度の合算で3,500万円まで。

3

制 度 名		こ ん な 時 に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	☆1 融資利率	信用保証	☆2 信用保証料率	備 考		
災害対策融資	緊急対策枠	・ 知事が認めた災害その他緊急被害により経営の安定に支障が生じたとき	設備	10年以内（ 3年）	5,000万円	1.6～1.9 %	すべて必要	0.45～1.9%	・ 県が信用保証料の 5 割を 補助（一部除く）		
			運転	7年以内（ 2年）	3,000万円						
			併用	7年以内（ 2年）	5,000万円						
	地震災害予防対策枠	・ 耐震性向上のために改築・改修などの工事を行うとき ・ 発動発電機の設置、避難地の整備、アスベストの除去等を行うとき	設備	10年以内（ 3年）	5,000万円	1.5～1.8 %	必要に応じて	0.45～1.9%			
			運転	7年以内（ 2年）	3,000万円						
	パワーアップ 融資		・ 直近 3 か月の売上高等が前年同期に比べ 5 % 以上減少したとき	設備	10年以内（ 3年）	5,000万円	1.6～1.9 %	すべて必要	0.45～1.9%	・ 県が信用保証料の 1 割を 補助（一部除く）	
・ 国の定める危機関連保証の認定を取得したとき			運転	7年以内（ 2年）	0.7%						
			・ 国の定める経営安定関連保証各号の認定を取得したとき	運転	7年以内（ 2年）	5,000万円	1.6～1.8 %	すべて必要	0.7～0.9%	・ 県が信用保証料の 1 割を 補助（一部除く）	
・ 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有しているとき									0.45～1.9%		
・ 信用保証協会の経営力強化保証制度要綱に規定する資格要件を満たす方			設備	7年以内（ 1年）	5,000万円	1.6～1.9 %	すべて必要	0.45～1.75%	・ 借換資金を 含む場合の融資期間は 10 年以内		
			運転	5年以内（ 1年）							
			併用	7年以内（ 1年）							
再 生 支 援 融 資			・ 業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会などの支援を受けることにより、経営の改善が見込まれるとき	設備	10年以内 (1年又は3年)	1億円	2.5%以内	すべて必要	原則0.8%	・ 経営改善計画書等の策定が必須 ・ 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を付する場合は据置期間 3 年以内） ・ 県が信用保証料の 1 割を補助（一部除く）	
				運転							
		併用									
借 換 融 資		・ 元金償還が 1 年以上経過している県制度融資の既往借入金の一化等により、月々の返済負担を軽減したいとき	運転	10年以内（ 1年）	保証付き県制度融資の既往借入金の残額に、借換えに必要な諸費用を加えた額	1.6～1.9 %	すべて必要	0.45～1.9%	・ 県が信用保証料の 1 割を 補助（一部除く） ・ 借換回数の制限を 撤廃 ・ 本制度の再度借換えを含め、県制度融資全般が借換の対象 ・ 複数の融資の一化に加え、 1 つの融資の借換も可能		

4

制 度 名		こ ん な 時 に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	☆1 融資利率	信用保証	☆2 信用保証料率	備 考
小規模企業支援融資		・小規模企業者の方で、経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき	設 備	7～10年 (1～3年)	2,000万円	1.5～2.4 %	すべて必要	0.5～2.2%	・小口零細企業保証の利用が必須 ・信用保証協会が表示の信用保証料率から0.1%引下げ (設備投資支援分、新分野進出等支援分、雇用促進等支援分、小売商業・地場産業支援分に限る。ただし一部の場合を除く)
			運 転	5～10年 (1～2年)					
			併 用	5～10年 (1～2年)					
短 期 運 転 資 金 融 資		・短期の運転資金が必要なとき	運 転	1年以内	2,000万円	1.8 %	必要に応じて	0.45～1.9%	・金融機関に直接申込み

その他の県制度融資（農林水産部所管）

制 度 名	こ ん な 時 に		資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	融資利率	信用保証	信用保証料率	備 考
農業ビジネス保証制度	・商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人 または個人の方が、農業の実施に要する事業資金が必要なとき	分割	設 備	15年以内（2年）	5,000万円	金融機関所定	すべて必要	0.8%	・商工業の実施に必要な資金と 農業の実施に必要な 資金が混在する 資金も 対象 ・県が信用保証料の5割を補助 ※詳細は、農業経営課へ（029-301-3862）
			運 転	10年以内（2年）					
		一括	設 備	2年以内					
			運 転						

☆1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です。 ☆2 信用保証料率は、貸付金額に対する料率です。

お問い合わせ先

商工会議所名	電話番号
水戸商工会議所	029 - 224 - 3315
土浦商工会議所	029 - 822 - 0391
古河商工会議所	0280 - 48 - 6000
日立商工会議所	0294 - 22 - 0128
石岡商工会議所	0299 - 22 - 4181
下館商工会議所	0296 - 22 - 4596
結城商工会議所	0296 - 33 - 3118
ひたちなか商工会議所	029 - 273 - 1371

商工会名	電話番号
常陸太田市商工会	0294 - 72 - 5533
高萩市商工会	0293 - 22 - 2501
北茨城市商工会	0293 - 42 - 2511
日立市十王商工会	0294 - 39 - 2086
東海村商工会	029 - 282 - 3238
那珂市商工会	029 - 298 - 0234
常陸大宮市商工会	0295 - 53 - 3100
大子町商工会	0295 - 72 - 0191
笠間市商工会	0296 - 72 - 0844
水戸市常澄商工会	029 - 269 - 4214
水戸市内原商工会	029 - 259 - 2803
小美玉市商工会	0299 - 48 - 0244
茨城町商工会	029 - 292 - 5979
城里町商工会	029 - 291 - 8894
大洗町商工会	029 - 266 - 1711
鹿嶋市商工会	0299 - 82 - 1919

商工会名	電話番号
潮来市商工会	0299 - 94 - 6789
鉾田市商工会	0291 - 32 - 2246
神栖市商工会	0299 - 92 - 5111
行方市商工会	0299 - 72 - 0520
つくば市商工会	029 - 879 - 8200
かすみがうら市商工会	0299 - 59 - 3755
石岡市八郷商工会	0299 - 43 - 0247
土浦市新治商工会	029 - 862 - 2325
つくばみらい市商工会	0297 - 58 - 1700
龍ヶ崎市商工会	0297 - 62 - 1444
取手市商工会	0297 - 73 - 1365
牛久市商工会	029 - 872 - 2520
守谷市商工会	0297 - 48 - 0339
稲敷市商工会	029 - 892 - 2603
美浦村商工会	029 - 885 - 2250
阿見町商工会	029 - 887 - 0552
河内町商工会	0297 - 84 - 2136
利根町商工会	0297 - 68 - 7417
下妻市商工会	0296 - 43 - 3412
常総市商工会	0297 - 22 - 2121
坂東市商工会	0297 - 35 - 3317
筑西市商工会	0296 - 52 - 2511
桜川市商工会	0296 - 76 - 1800
古河市商工会	0280 - 92 - 4500
八千代町商工会	0296 - 49 - 3232
五霞町商工会	0280 - 84 - 0777
境町商工会	0280 - 87 - 0380

茨城県商工会議所連合会	水戸市桜川二丁目2番35 (茨城県産業会館4階) TEL 029 - 226 - 1854
茨城県商工会連合会	水戸市桜川二丁目2番35 (茨城県産業会館13階) TEL 029 - 224 - 2635
茨城県中小企業団体中央会	水戸市桜川二丁目2番35 (茨城県産業会館8階) TEL 029 - 224 - 8030
茨城県産業戦略部 産業政策課 金融グループ	水戸市笠原町978番6 (茨城県庁16階) TEL 029 - 301 - 3530 (直通)

※融資利率は市中金利の動向により、年度途中において改定する場合があります。

＜このリーフレットに掲載の情報は、令和7年5月1日現在のものです。＞